

1 目的

本計画書は、兵庫県・神戸市公園協会グループ共同体（以下「共同体」という。）が国営明石海峡公園淡路地区における防火管理の徹底を期し、もつて火災・その他の災害による物的・人的被害を軽減することを目的とする。

2 体制

火災予防について、當時徹底を期するため防火管理者を置き、その下に防火担当責任者を置き、ささらに火元責任者を置く。それぞれの任務は、以下のとおり。

(1) 防火管理者
（2）火元責任者

消防計画書 (淡路地区)

施設名称	主責任者	副責任者	施設名称	主責任者	副責任者
(管理棟1階)					
事務室	副センター長	運営企画課 課長補佐	監視兼事務室	副センター長	運営企画課 課長補佐
所長室	〃	〃	保管庫	〃	〃
湯沸室	〃	〃	授乳室	〃	〃
集計室	〃	〃	休憩室	〃	〃
監視制御室	〃	〃	警備員事務室	〃	〃
男子便所	〃	〃	救護室	〃	〃
女子便所	〃	〃	男子便所	〃	〃
食庫	〃	〃	女子便所	〃	〃
設備機械室	〃	〃	更衣室	〃	〃
電気室	〃	〃	倉庫	〃	〃
発電機室	〃	〃	電気室	〃	〃
燃料ボンブ室	〃	〃	(連絡口ゲート)		
スタッフルーム	〃	運営企画課 課長補佐	券売ベース	副センター長	運営企画課 課長補佐
休憩室	〃	〃	(淡路口ゲート)		
男子更衣室	〃	〃	券売ベース (2)	副センター長	運営企画課 課長補佐
女子更衣室	〃	〃	乗務員室	〃	〃
車庫	〃	〃	警備員室	〃	〃
(管理棟2階)	副センター長		(ビジタ一棟)		
研修室	運営企画課 課長補佐		運営企画課 課長補佐	案内所	副センター長
男子便所	〃	〃	救護室	〃	運営企画課 課長補佐
女子便所	〃	〃	ペビールーム	〃	〃
会議室	〃	〃	多目的室	〃	〃
(海岸口ゲート)			倉庫	〃	〃
券売所	副センター長	運営企画課 課長補佐	機械室	〃	運営企画課 課長補佐
キャンプ場管理所	〃	〃	男子便所	〃	運営企画課 課長補佐

H31-35 国営明石海峡公園運営維持管理業務

兵庫県・神戸市公園協会グループ共同体

(ガーデニング棟)		女子更衣所	<i>h</i>	<i>h</i>
倉庫	副センター長	警備室	<i>h</i>	<i>h</i>
車庫	<i>h</i>	ホール2F	<i>h</i>	<i>h</i>
休憩室	<i>h</i>	男子更衣所2	<i>h</i>	<i>h</i>
休業室2F	<i>h</i>	F 廊下	女子更衣所2	<i>h</i>
トイレ2F	<i>h</i>	F 倉庫2F	<i>h</i>	<i>h</i>

3 点検・検査

- (1) 火元責任者は、当該箇所で使用する火気の日常点検を行ふものとする。
 (2) 前項に基づき改善等を要する事項を発見した場合、速やかにその処置を行い、また、防
 火管理者に報告する。
 (3) 施設設備の点検の際に、建築物検査、火気使用施設検査、電気設備検査、消火設備検
 査、ガス・危険物検査を行ふ。各検査内容等は、以下のとおりとする。また、点検結果
 は、その都度「点検記録簿」に記録し、防火管理者へ報告する。

① 各検査内容等

項目	内容	実施予定期間
建築物検査	建築物の防火設備、整備の 状況の検査	年2回(6月12月)
火気使用施設検査	炊事場、暖房器具、燃料置 場、喫煙場所の火気使用場 所の点検	<i>h</i>
電気設備検査	電気配線、電気機械の点検	<i>h</i>
消防設備検査	消防設備の点検	月1回
ガス・危険物検査	ガス、危険物の点検	年2回(6月12月)

② 点検記録簿

（令和 年 月 日）		備考

- (4) 前項により防火担当責任者は、重要事項については改善意見を添えて防水管理者に報告
 するものとする。
 (5) 消防用設備等の機能を維持管理するために国営明石海峡公園事務所が行う法定点検に立
 合うものとする。

4 火気使用規制

園内の諸設備について火災警報発令下、またはその他の事情により火災発生の危険、または
 人命にかかる危険があると認められた時は、防火管理者はその旨園内全般に伝達し、防火管理者そ
 の他の責任者は利用者等に対し、火気使用等の中止、または危険な場所への立ち入り禁止を命
 ずるものとする。

5 地震対策

(1) 日常の地震対策
 防火管理者は、工作物の落下防止及び避難通路に物品が転倒落下し、避難に支障を生ずる
 おそれがないか毎日ごろから確認する。

(2) 地震後の安全措置

地震時、防火管理者又は従業員は、身の安全を守ることを最優先に、全ての火気使用設備・
 器具の使用を停止する。

(3) 地震時の活動

- (1) 地震時避難場所(春一番の丘、ボプラの丘)まで避難を行う場合は、身の安全を図りながら
 ら、全員徒步で避難する。
 (2) 避難する際は、分電盤を遮断する。
 (3) 入園者の避難場所への誘導については、公園事務所の指示により対応するものとする。
 (4) 国道より海側には近づかないようにする。
 (5) 警戒宣言発令時の対応
 ① 防火管理者は、警戒宣言が発令された旨を園内全般に伝達する。
 ② 防火管理者は、今後の営業方針について国事務所と協議する。
 ③ 防火管理者は、火気の使用禁止、施設及び設備の点検を実施し、被害の発生防止措置等
 を実施する。

6 防衛

園内外に火災発生、またはその他の火災が生じた場合は、被害を最小限にとどめるため、次
 に定める消防組織により担当任務の遂行にあたるものとする。

名 称	役 割	編 成
消防隊長	○対策部の設置、廃止 ○各班業務の状況把握及び指揮	管理センター長
運営企画班	○消防、警察等への通报 ○園内放送 ○国事務所、本部、URA株式会社等関係機関へ の情報伝達 ○関係機関、P C等からの情報収集・資料配給 ○記録 ○貴重品等の持ち出し ○消防隊長との連絡・調整	(班長) 副センター長 運営企画課課長補佐 運営企画課職員

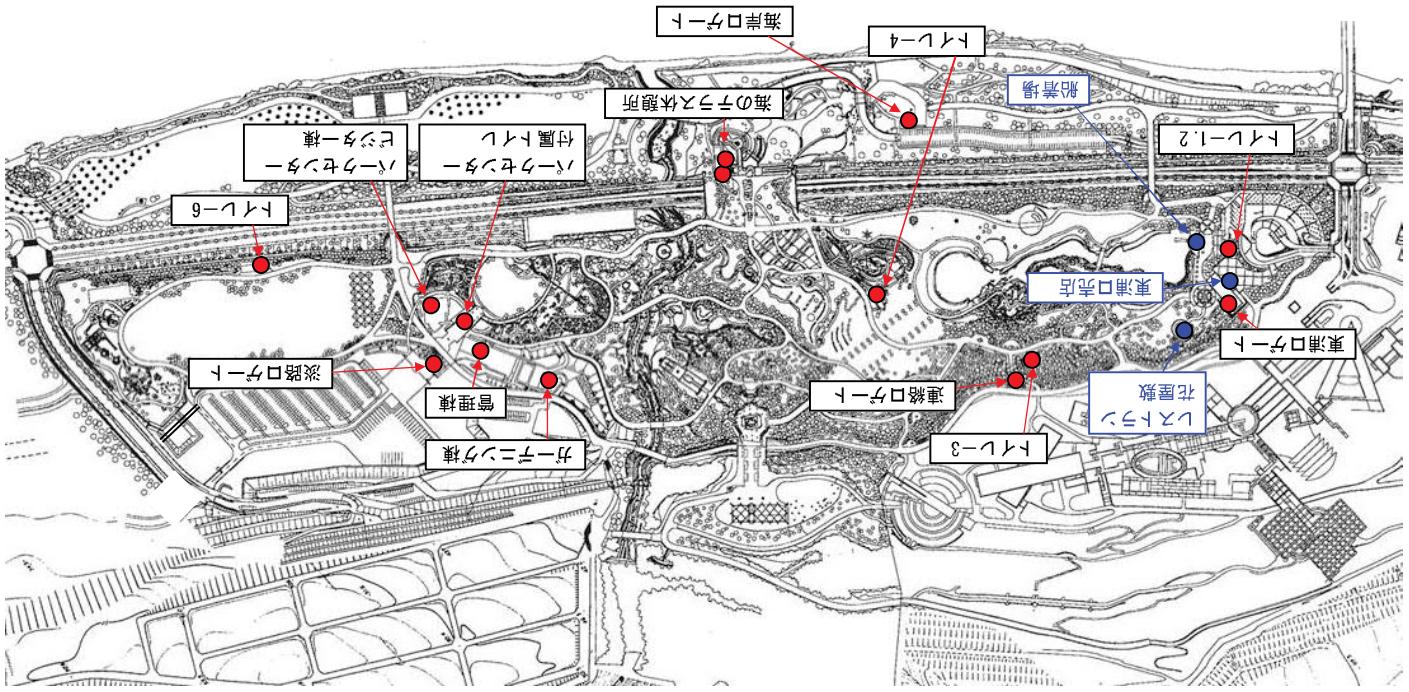
7 教育・消防訓練	施設維持班	(班長) 施設設備維持管理課長 植物管理課課長補佐 施設設備維持班	(班長) 施設設備維持管理課長 植物管理課課長補佐 施設設備維持班
			<ul style="list-style-type: none"> ○避難誘導 ○負傷者救護・応急手当 ○消防設備の運用操作による初期消火活動 ○被害状況調査・報告 ○救急車両の誘導にかかる障害物の撤去、門扉等の開放、誘導 ○立入禁止規制 ○入園者の入場規制 ○応急修理 ○巡回・点検 ○資材搬入
8 消防機関との連絡等	(1) 消防機関へ報告、連絡する事項	種別	届出等の時期
		(1) 防火管理者選任 (解任) 届出	防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき 消防計画を作成したとき
		(2) 消防計画作成 (変更) 届出	ア 管理権原者(管理センター長)又は防火管理者の変更 イ 消防組織の大幅な変更 ウ 用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等の点検、整備、避難施設の維持及び防火上の耕造の維持管理に関する事項の変更 エ 防火管理業務の一委託に関する事項の変更
		(3) 訓練実施の通報	消防訓練を実施するとさき
		(4) 消防用設備等点検結果報告	国営明石海峡公園事務所が実施後、管理センター名で報告

教育・消防訓練
防火管理者は、職員に対して以下に定める計画により防火に関する教育訓練を実施する。
また、有事に際し被害を最小限にとどめるため消防訓練により技術向上を図るものとする。
なお、3月には消防署職員に派遣を依頼し、訓練の実施結果については、国営明石海峡公園事務所へ報告する。

8 消防機関との連絡等	(1) 消防機関へ報告、連絡する事項	種別	届出等の時期	届出者等
		(1) 防火管理者選任 (解任) 届出	防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき 消防計画を作成したとき	管理センター
		(2) 消防計画作成 (変更) 届出	ア 管理権原者(管理センター長)又は防火管理者の変更 イ 消防組織の大幅な変更 ウ 用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等の点検、整備、避難施設の維持及び防火上の耕造の維持管理に関する事項の変更 エ 防火管理業務の一委託に関する事項の変更	防火管理者
		(3) 訓練実施の通報	消防訓練を実施するとさき	防火管理者
		(4) 消防用設備等点検結果報告	国営明石海峡公園事務所が実施後、管理センター名で報告	管理センター

防火對象施設一覽表

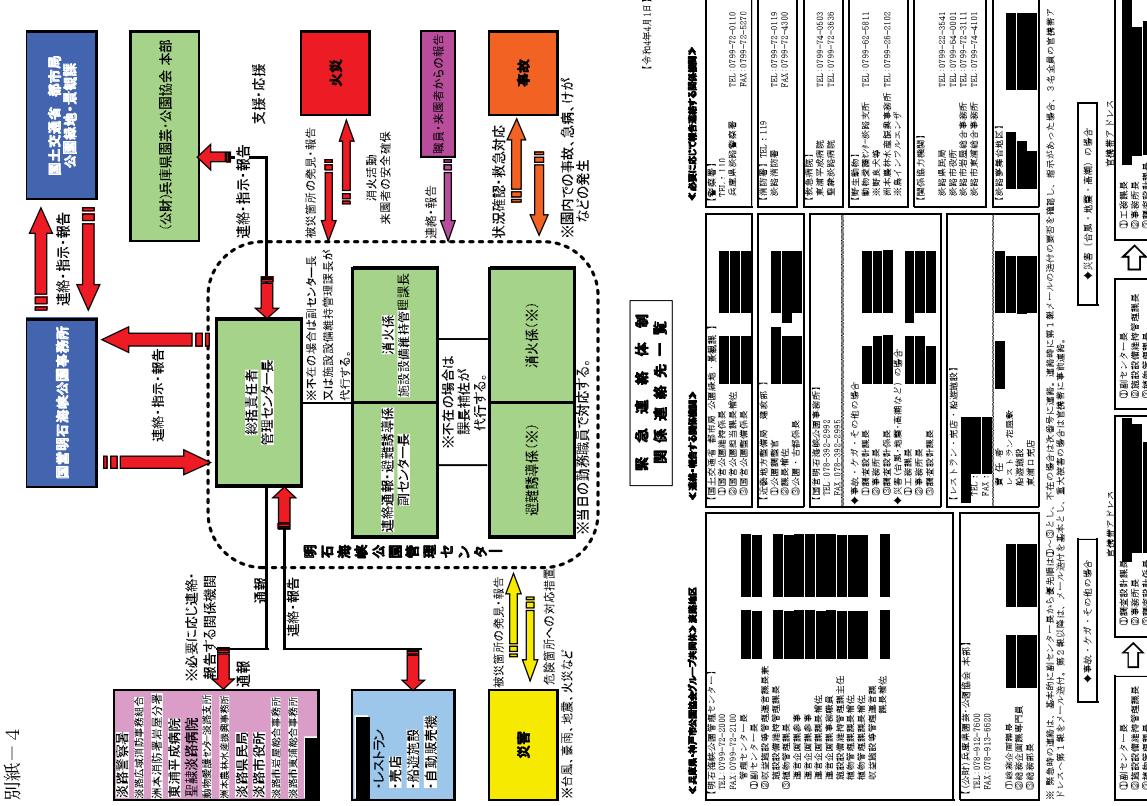
別紙一



國營明石海峽公司 防火對策施設位置圖

	名稱	構造	面積 (m ²)	内容	備考
1	淡路口公園管理棟 (パークセンター管理棟)	鉄筋コンクリート 2階建	1,592.13	管理センター (職員用事務所)	
2	トイレ-1・2	鉄筋コンクリート 平屋建	165.5	便益施設	東浦口トイレ
3	トイレ-3	鉄筋コンクリート 平屋建	65.2	便益施設 (トイレ)	花の丘道トイレ
4	トイレ-4	鉄筋コンクリート 平屋建	120.86	便益施設 (トイレ)	子供の森トイレ
5	トイレ-5	鉄筋コンクリート 平屋建	60.49	便益施設 (トイレ)	大地の虹トイレ
6	トイレ-6	鉄筋コンクリート 平屋建	147.96	便益施設 (トイレ)	芝生広場トイレ
7	東浦口ダート	鉄筋コンクリート 平屋建	351.28	入場券売所・改札・救護室 ・授乳室・巡回室	
8	東浦口児童 (休憩所)		48.71	便益施設 (児童・休憩所)	
9	海岸口ゲート	鉄筋コンクリート 平屋建	747.88	入園券売所・改札 ・キャッシュレス ・管理所	
10	連絡口ゲート	木造平屋建	5.29	入場券売所・改札	
11	淡路口ゲート	鉄筋コンクリート 一部鉄骨造	121.79	入園券売所・改札・巡 視員室、乗務員休憩 室	
12	パークセナター ビーチタワー棟 付属トイレ	鉄筋コンクリート 2階建	1,415.35	救護室、授乳室、室内 書、休憩所、ホークル、 トイレ	
13	ガーデニング棟 (管理作業所)	鉄骨造2階建	385	倉庫・車庫・トイレ・ 作業室	
14	船着場	鉄筋コンクリート 平屋建	144	便益施設 (券売所・待合場)	
15	花屋敷	木造平屋建	207.32	便益施設 (レストララン)	
16	海のテラス (休憩所)	鉄筋コンクリート	642.22	便益施設 (トイレ・休憩所)	

別引紙—3



- 1 目的
本計画書は、国営明石海峡公園管理兵庫県・神戸市公園協会グループ共同体（以下「共同体」という。）が国営明石海峡公園事務所と協力し、国営明石海峡公園神戸地区あるいは里山公園における防火管理の徹底を期し、もって火災・その他の災害による物的・人的被害を軽減することを目的とする。

- 2 体制
火災予防について、常時徹底を期するため防火管理者及び火元責任者を置く。それぞれの任務は、以下のとおり。
- (1) 防火管理者は園長、火元責任者は副園長(施設運営担当)とする。
 - (2) 防火管理者及び火元責任者一覧表

施設名称	防火管理者	火元責任者
管理棟1階	園長	副園長(施設運営担当)
里山交流館	〃	〃
木工棟(芋葺)	〃	〃
木工棟(瓦葺)	〃	〃
長屋門	〃	〃
便所棟 (長屋門前駐車場)	〃	〃
伝車の家	〃	〃
里山情報館	〃	〃
農村舞台	〃	〃
農村舞台控室棟	〃	〃
便所棟(農家のいわ)	〃	〃
白拍子の家	〃	〃
厨房棟	〃	〃
相談ヶ辻の家	〃	〃
便所棟 (相談ヶ辻の家)	〃	〃
サンデン休憩所	〃	〃
便所棟 (サンデン休憩所)	〃	〃
便所棟 (森のゾーンA駐車場)	〃	〃
車庫棟	〃	〃
倉庫棟	〃	〃
かや場倉庫	〃	〃

令和4年度(H34) 消防計画書 (神戸地区)

H31-35 国営明石海峡公園運営維持管理業務
兵庫県・神戸市公園協会グループ共同体

- 3 点検・検査
- (1) 火元責任者は、当該個所で使用する火気の日常点検を行うものとする。
 - (2) 前項に基づき改善等を要する事項を発見した場合、速やかにその処置を行い、また、防火管理者に報告する。
 - (3) 施設設備の点検の際に、建築物検査、火気使用施設検査、電気設備検査、消火設備検査、ガス・危険物検査を行う。各検査内容等は、以下のとおりとする。また、点検結果は、その都度「点検記録簿」に記録し、防火管理者へ報告する。

① 各検査内容等	
項目	内容
建築物検査	建築物の防火設備、整理の状況の検査 年 2 回 (5 月 12 月)
火気使用施設検査	炊事場、暖房器具、燃料置場の火気使用場所の点検 年 H
電気設備検査	電気配線、電気機械の点検 年 H
消防設備検査	消防設備の点検 月 1 回
ガス・危険物検査	ガス、危険物の点検 年 2 回 (5 月 12 月)

② 点検記録簿

（ 令 和 年 月 日 ）			
施設名・名称等	結果	指摘事項	備考

- (4) 前項により火元責任者は、重要事項については改善意見を添えて防火管理者に報告するものとする。
- (5) 消防用設備等の機能を維持管理するため国営明石海峡公園事務所が行法定点検に立合うものとする。

4. 火気使用規制

園内の諸設備について火災警報発令下、またはその他の事情により火災発生の危険、または人命にかかるる危険があると認めた時は、防火管理者はその旨園内全般に伝達し、防火管理者その他の責任者は利用者等に対し、火気使用等の中止、または危険な場所への立ち入り禁止を命ずるものとする。

5. 自衛消防

園内外に火災発生、またはその他の火災が生じた場合は、被害を最小限にとどめるため、次に定める消防組織により担当任務の遂行にあたるものとする。

① 各検査内容等	副園長(総務サービス)
建物検査	○消防、警察等への通報 ○園内放送 ○国事務所、本部、URA 株式会社等関係機関への情報伝達 ○関係機関、P C 等からの情報収集・資材配給 ○記録
火気使用施設検査	○貴重品等の持ち出し ○消防隊長との連絡・調整
電気設備検査	副園長(施設運営)
消防設備検査	○避難誘導 ○負傷者救護・応急手当 ○消防設備の運用操作による初期消火活動 ○被害状況調査・報告 ○救急車両の誘導にかかるる障害物の撤去、門扉等の開放、誘導 ○立入禁止規制 ○入園者の入場規制 ○応急修理 ○巡回・点検 ○資材搬入
ガス・危険物検査	

6. 教育・消防訓練
- 防火管理者は、職員に対して以下に定める計画により防火に関する教育訓練を年 1 回実施する。
- また、有事に際し被害を最小限にとどめるため消防訓練により技術向上を図るものとする。
- なお、3 月には消防署職員に派遣を依頼し、訓練の実施結果については、国営明石海峡公園事務所へ報告する。

項目	内容	実施予定期
職員に対する教育及び消防訓練	1. 防火管理機構の周知徹底 2. 防火管理上の遵守事項 3. 防火管理に関する職員各自の任務及び責任の周知徹底 4. その他防火管理遂行上必要な事項 5. 消防訓練（避難誘導、通報、消火）	年 1 回

名 称	役 割	編 成
消防隊長	○対策部の設置、廃止 ○各班業務の状況把握及び指揮	園長

種別	届出等の時期	届出者等
(1) 防火管理者選任 (解任) 届出	たとき	管理センター

主要建築物一覧

別紙-1

建築物名	構造	単位	数量	延べ床面積	左記のうち 委託部分※1	備考
伝庫の家	木造	棟	1	130.7 m ²	130.7 m ²	
長屋門	木造	棟	1	128.1 m ²	128.1 m ²	
里山交流館	木造	棟	1	568.2 m ²	568.2 m ²	
木工棟(茅葺)	木造	棟	1	140.9 m ²	140.9 m ²	
木工棟(瓦葺)	木造	棟	1	100.9 m ²	100.9 m ²	
便所棟(長屋門前駐車場)	木造	棟	1	34.9 m ²	34.9 m ²	
里山情報館	木造	棟	1	100.9 m ²	100.9 m ²	
便所棟(農家のにわ)	木造	棟	1	88.4 m ²	88.4 m ²	
農村舞台	木造	棟	1	272.5 m ²	272.5 m ²	
農村舞台控室棟	木造	棟	1	64.0 m ²	64.0 m ²	
白拍子の家	木造	棟	1	201.1 m ²	201.1 m ²	
厨房棟	木造	棟	1	161.8 m ²	161.8 m ²	プロパン廃除
相談が辻の家	木造	棟	1	126.3 m ²	126.3 m ²	
便所棟(相談が辻の家)	木造	棟	1	25.2 m ²	25.2 m ²	
便所棟(サンデン休憩所)	木造	棟	1	52.4 m ²	52.4 m ²	
サンデン休憩所	木造	棟	1	48.5 m ²	48.5 m ²	
管理棟	木造(一部RC)	棟	1	678.0 m ²	678.0 m ²	
車庫棟	木造	棟	1	120.0 m ²	120.0 m ²	
倉庫棟	木造	棟	1	170.0 m ²	170.0 m ²	
かや島倉庫	鉄骨造	棟	1	300.0 m ²	300.0 m ²	
森のソーンA駐車場便所棟	木造	棟	1	13.9 m ²	13.9 m ²	施工予定
森のソーンB駐車場便所棟	木造	棟	1	13.9 m ²	13.9 m ²	施工予定
遊びの森便所棟	木造	棟	1	13.9 m ²	13.9 m ²	施工予定
めだか池便所棟	木造	棟	1	13.9 m ²	13.9 m ²	施工予定
合計				3,568.4 m ²	0.0 m ²	3,568.4 m ²

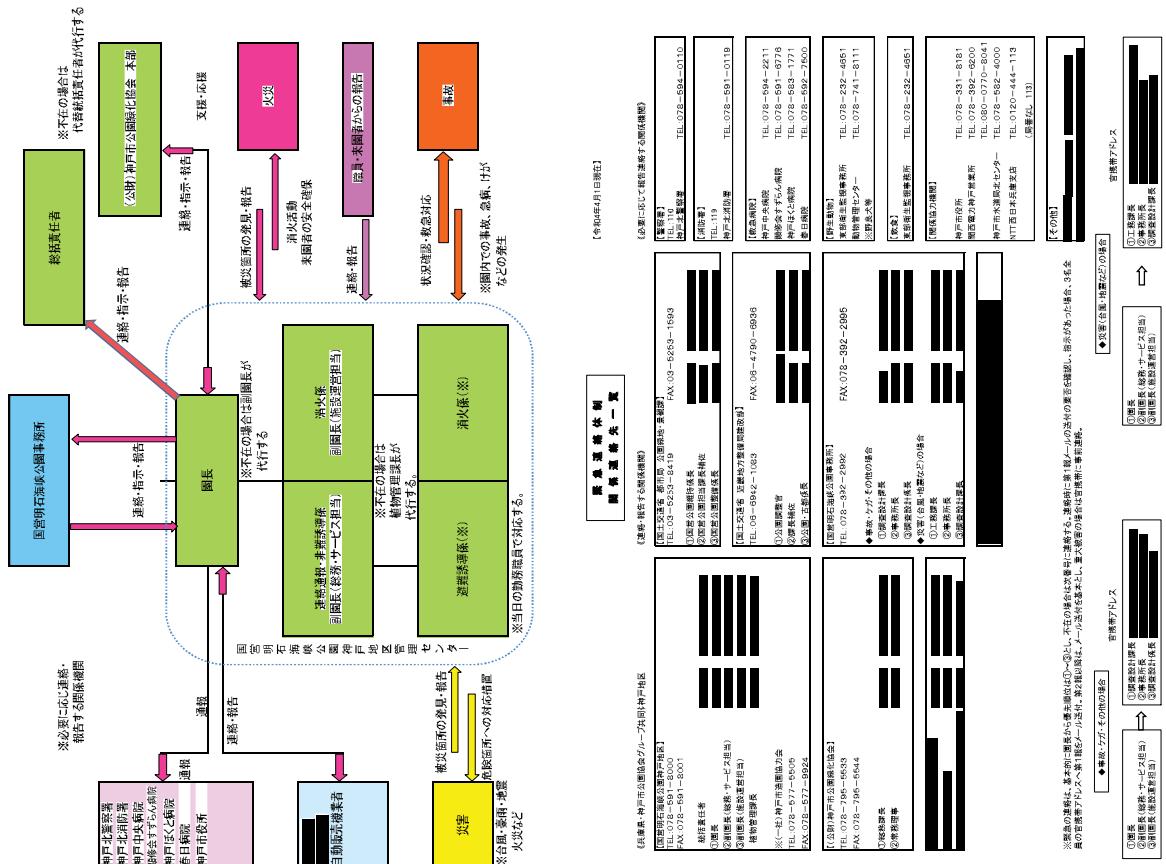
※1 横市公園法第5条第2項の許可に基づき、公園管理者以外の者が管理する施設の面積

※2 面積のうち、公園管理者が管理する施設の面積

(2) 消防計画作成 (変更)届出	消防組織の大幅な変更 用途の変更、増築、改築、模様替えによる 消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持 管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の 事項の変更 工 防火管理業務の一部委託に関する事項の 変更	消防計画を作成したとき、又は次の事項を変 更したとき ア 管理権原者（管理センター長）又は防火管 理者の変更 イ 消防組織の大大幅な変更 ウ 用途の変更、増築、改築、模様替えによる 消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持 管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の 事項の変更 工 防火管理業務の一部委託に関する事項の 変更	防火管理者
(3) 訓練実施の通報	消防訓練を実施するとき		
(4) 消防用設備等点検結果報告	国営明石海峡公園事務所が実施後、管理センター 一名で報告	国営明石海峡公園事務所が実施後、管理センター 一名で報告	管理センター

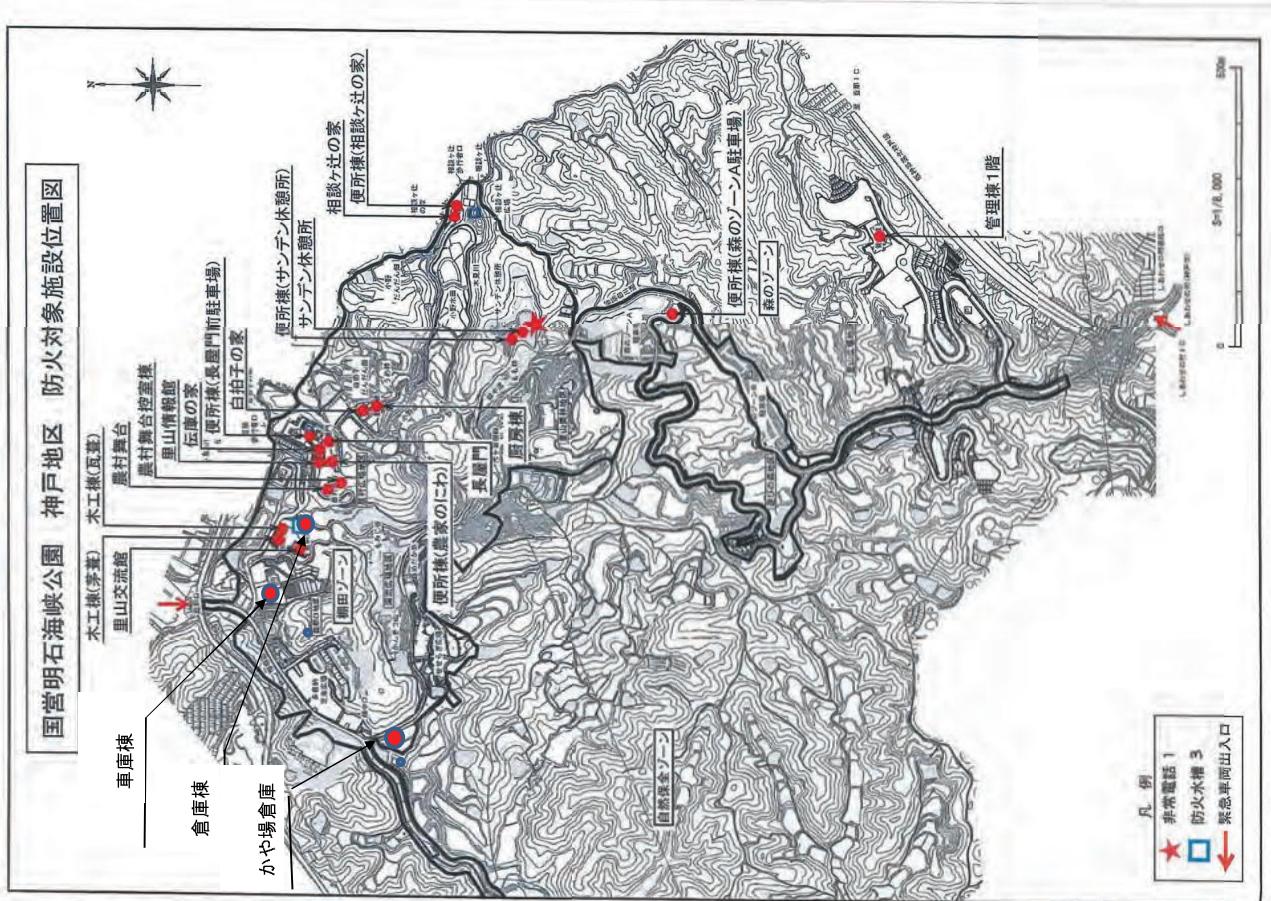
- (2) 防火対象施設一覧表
(3) 国営明石海峡公園 神戸地区 防火対象施設位置(非常電話・緊急車両出入口含む)
(4) 緊急連絡体制関係連絡先一覧
..... 別紙-1
..... 別紙-2
..... 別紙-3

【緊急時連絡体制】(神戸地区)



※職員の名

神戸地区 国営明石海峡公園 防火対象施設位置図



2

非常電話
防火水槽
緊急車而出入口

兵庫県・神戸市公園協会グループ共同体 明石海峡公園管理センター
災害対策要領

(令和4年度)
災害対策要領
(淡路地区)

第1章 目的

本要領は、「近畿地方整備局 国営明石海峡公園事務所 災害対策部運営計画」に基づき、兵庫県・神戸市公園協会グループ共同体 明石海峡公園管理センターにおいて地震、津波、高潮、台風、雷雨・豪雨、火災、光化学スモッグ、感染症等(以下「災害等」という)の災害対策のため管理センターの組織、業務分担及び運営について明確にすることを目的とする。

第2章 災害等事前対策

第1節 災害対策組織の整備

- 1 明石海峡公園管理センター災害対策部
【災害対策部長】…災害対策本部の設置・廃止、各班業務の状況把握及び指揮
管理センター長

【業務班】…関係機関・テレビ・PC等からの気象情報等情報収集、消防・警察等への通報、園内放送・公園事務所、協会本部等関係機関への情報伝達、資材配給、貴重品等の持ち出し。職員の参集状況及び職員家族の通信確保、状況把握。
職員等の生活対策等。

- ・班長:副センター長
- ・班員:運営企画課職員

【業務班】…避難誘導、負傷者救護・応急手当、消火設備の運用操作による初期消火活動、被害状況調査・報告・記録、救急車両の誘導にかかる障害物の撤去・門扉等の開放・誘導、立入禁止規制、八園者の入場規制、駐車場誘導、応急修理、巡回・点検、資材搬入、
班長:施設設備維持管理課長
・班員:植物管理課長、植物管理課員、施設設備維持管理課職員、巡視員、ゲート職員

1 災害対策部は、対策部長、班長、班員をもつて組織し別紙1.2.1)のとおりとする。

2 災害対策部長は管理センター長として対策部を統括する。

3 災害対策部長に事故等があるときは、対策部長の業務を班長が代行することができる。

4 班長は班員を監督し、円滑な災害対策業務の執行に努める。

5 班員は各体制において所掌事務に示された業務に従事する。

2 災害等における災害対策部設置基準及び業務内容は、別紙1のとおりとする。

H31-35 国営明石海峡公園運営維持管理業務
兵庫県・神戸市公園協会グループ共同体

第2節 災害等の避難誘導場所の想定

災害時に避難誘導が必要とされる場合の想定場所を別紙2「災害時避難場所」のとおりとする。

第3節 園内放送

災害等に必要とされる園内放送は別紙3「災害時放送マニュアル」とおりとする。

第4節 防災訓練・教育

1 防災訓練

防災訓練は、9月、3月に実施する。訓練内容は避難誘導、通報、消防訓練とする。

2 防災教育

普通救命講習Ⅱ(AED設置施設)による応急手当の習得を行う。

第5節 災害等事前対策の推進

1 施設・建物の把握……別紙4「主要公園施設一覧」、別紙5「主要建築物一覧」、別紙6「収益施設一覧」による。

2 施設点検箇所及び点検内容の整備……別紙7「施設点検記録簿」による。

3 情報通信設備の把握……別紙8「情報通信設備一覧表」による。

4 応急処置機材の整備及び備蓄……別紙9「応急処置資機材一覧表」による。

5 緊急用車輛の整備……別紙10「公園管理車両一覧表」による。

6 報告及び伝達等の様式の整備……「様式1及び様式2」による。

7 園内ハガードマップの整備……〔H25年度作成〕

第3章 災害等発生後対策

1 国营明石海峡公園災害対策部との連携

「国营明石海峡公園事務所災害対策部運営計画」に基づき対策部が設置された時は、対策部と連携し必要な指示を受ける。解除についても同様とする。

2 明石海峡公園管理センターの対策

災害対策部が設置された時の明石海峡公園管理センターの対策は、第5節災害時行動マニュアル」によるものとする。なお、公園事務所の設置に関わらず、管理センター災害対策部長が必要と判断した場合は明石海峡公園管理センター災害対策部を設置する。

第2節 公園の休園、開園等

1 明石海峡公園管理センターは、公園利用者の安全確保及び財産保全のため、歩行に支障があるか、木々の枝等が飛散しないか園内バトロールを行、施設点検において災害等の状況を公園管理者に報告する。その結果公園事務所の指示(決定)により、公園全域又は部分域の閉鎖、再開園の措置をとるものとする。

① 台風等が夜間通過した場合

開園前に園内巡回を行い、その結果の概要について公園事務所に定められた内容によりメールにて送信する。また、巡回結果で対策対応に「不可能」及び園園に「支障あり」がある場合は、公園事務所へ電話連絡も行う。

② 台風等が開園中に通過する場合

1)来園者には、天候の状況により途中開園になるとともに、入園料、駐車料金の払い戻しのないことを伝える。
2)公園内の安全が確認された場合でも、定時の開園時間まで1時間以上の時間がない場合には、そのまま開園となることを伝える。

2 明石海峡公園管理センターは国营明石海峡公園事務所により休園、再開園する指示を受けたときは、速やかに公園入口表示等に告知を行うものとする。

なお、解除の場合も同様とする。
3 開園時間中による突発的な災害等においても、公園管理者に報告する。

第3節 夜間対応の体制

夜間対応の体制については、明石海峡公園管理センター災害対策部に準じた体制をとるものとする。

1 注意体制の場合

翌日の応急対策、維持管理方針について検討する。

2 警戒体制以上の場合

夜間対応の体制(総務班1、業務班2、計3名)を確立する。

3 淡路市に震度4以上の地震発生の場合

可能な移動手段により淡路島内に居住する3名の職員(運営企画課課長補佐、収益施設等管理運営課課長補佐、施設設備維持管理主任)は管理センターへ参集し、責任者は運営企画課課長補佐とする。

第4節 連絡体制

明石海峡公園管理センターにおける緊急時の連絡体制(開園時間内、夜間、休日)は、別紙9-1「災害時連絡系統図」別紙9-2「緊急連絡体制図」のとおりとする。

第5節 災害時行動マニュアル

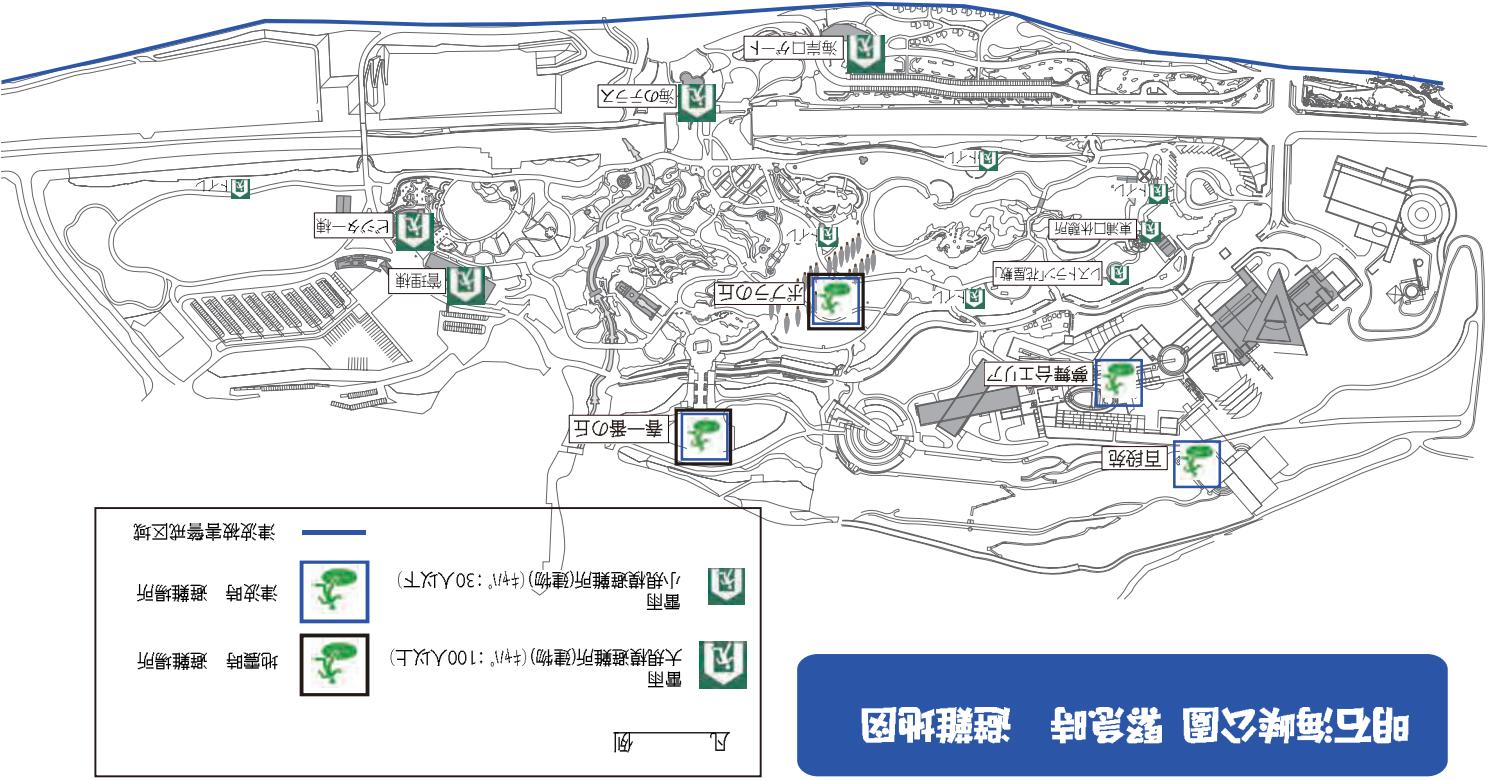
災害発生時及び被災の恐れがある場合は、必要に応じて関係機関との連絡調整、現場状況・対応被害記録、救急連絡、園内放送、巡視、点検、火災修繕、消火、避難誘導、救護、立入禁止規制、救急車両誘導等を実施する。

1 巡視・点検報告

園内の巡回、点検は別添「台風等自然灾害発生予想時等における園内巡回要領」に基づき実施する。

2 応急修理・報告

応急修理が必要となつた場合には、公園管理者に報告する。



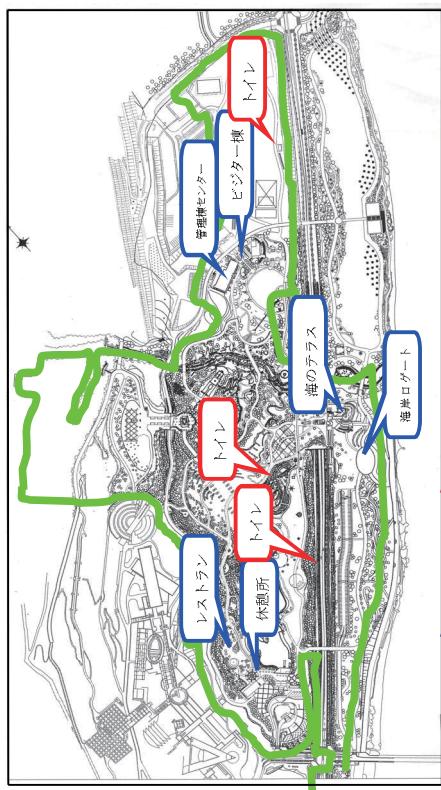
	<p>・消防・警察署 ・必要な教具、器具、備品、食料等の手配及び現地搬送</p> <p>・貴重品の搬出 ・避難経路の整備</p> <p>・避難誘導 （自動改札機、警笛物、入庫車両、看板等）</p> <p>・ゲート施設の点検及び警笛誘導 （入園券発行機、照明、水道、電気）</p> <p>注）案内説導は災害状況により振り分け</p>
--	---

※公園の防護、開園は公園事務所が決定し、管理センターはその旨により閉園、開園の措置をとる。

雷雨時避難誘導場所

管理センター、ビジター棟、レストラン花屋敷、東浦口売店、トイレ、ゲート

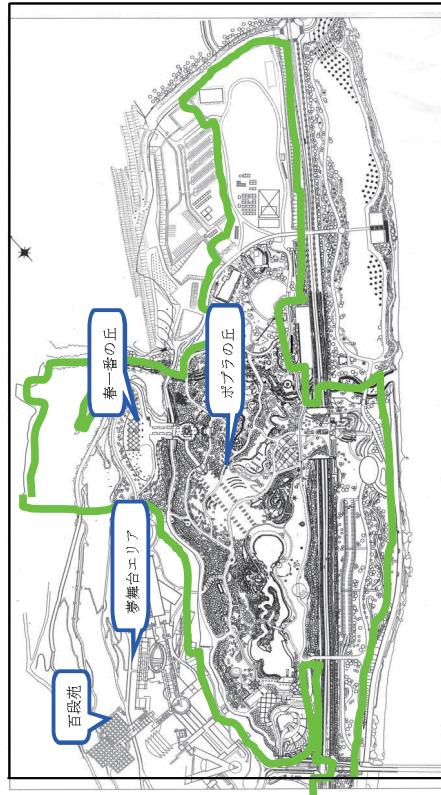
- 各ゲート付近では、ゲートスタッフが声掛けし最寄りの避難場所へ誘導。
- 巡回 1 名は海岸エリア巡回後最寄りの避難場所へ誘導。1 名は園内巡回後最寄りの避難場所へ誘導。管理センター職員は自転車にて障害者等搬送



- 各ゲート付近では、ゲートスタッフが声掛けし最寄りの避難場所へ誘導。
- 巡回巡回後、管理センター職員による管理用車両にて、ビジター棟へ搬送。

地震時避難誘導場所

- 津波到達 30 分前
園内放送後、各ゲート、巡回が声掛けし最寄りの高台へ誘導。管理センター職員は自転車にて誘導、また管理用車両にて障害者等搬送
- 津波到達 15 分前
最終園内放送後、残りのセンターラー職員も最寄りの高台へ避難。



津波時避難場所

主要公園施設一覽

収益施設一覧

別紙6

主要建築物一覧

別紙5

建築物名	構造	単位	数量	面積	左記のうち	備考
管理棟	鉄骨鉄筋コンクリート造	棟	1	1592.1m ²	1592.1m ² 管理許可分※ 委託分 ※2	
ビジター棟	鉄筋コンクリート造	棟	1	1216.8m ²	1216.8m ²	
淡路口ゲート棟	鉄筋コンクリート造	棟	1	311.2m ²	311.2m ²	
東浦口ゲート棟	鉄筋コンクリート造	棟	1	461.7m ²	48.7m ² 413.0m ²	
海岸口ゲート棟	鉄筋コンクリート造	棟	1	851.7m ²	851.7m ²	
連絡口ゲート棟	軽量鉄骨造	棟	1	11.8m ²	11.8m ²	
海のテラス	鉄筋コンクリート造	棟	1	642.2m ²	1.6m ² 640.6m ²	
海岸臨時ゲート(ブース棟)	鉄骨造	棟	1	6.3m ²	6.3m ²	
ガーデニング棟	鉄骨鉄筋コンクリート造	棟	1	504.6m ²	504.6m ²	
温室(A棟)	軽量鉄骨造	棟	4	151.2m ²	151.2m ² 37.8m ² ×4棟	
温室(B棟)	軽量鉄骨造	棟	1	45.0m ²	45.0m ²	
展望回廊	鉄筋コンクリート造	棟	1	62.3m ²	62.3m ²	
花壇敷	木造	棟	1	285.2m ²	285.2m ² 0.0m ²	
船着場	鉄筋コンクリート造	棟	1	249.9m ²	249.0m ² 0.9m ²	
広告塔	鉄骨鉄筋コンクリート造	棟	1	125.0m ²	125.0m ²	
パーク(管理棟前)	鉄筋コンクリート造	棟	1	57.4m ²	57.4m ²	
トイレ(船着場周辺)	鉄筋コンクリート造	棟	1	161.0m ²	161.0m ²	
トイレ(子供の森)	鉄筋コンクリート造	棟	1	120.9m ²	120.9m ²	
トイレ(大地の虹)	鉄筋コンクリート造	棟	1	60.5m ²	60.5m ²	
トイレ(花の丘道)	鉄筋コンクリート造	棟	1	82.6m ²	82.6m ²	
トイレ(芝生広場)	鉄筋コンクリート造	棟	1	175.8m ²	175.8m ²	
トイレ(ビジャーテ棟附属)	鉄筋コンクリート造	棟	1	89.8m ²	89.8m ²	
車庫棟	木造	棟	1	160.0m ²	160.0m ²	
合計		棟	26	7404.8m ²	5545.5m ² 6840.3m ²	

※使用面積及び期間(日数)については、調査職員と協議の上決定する。

■臨時駐車場

収益施設名	面積	普通車	大型車	障害者用	自動二輪	備考
海岸北臨時駐車場(北)	28,297.1m ²	—	—	—	—	臨時
海岸北臨時駐車場(南)	†4,335.8m ²	—	—	—	—	臨時
シースケープラウ・ジ日本車場	1,575.0m ²	126台	—	—	—	臨時
合計	44,207.9m ²	126台	—	—	—	

情報通信設備一覧表

施設名	点検箇所	点検項目	備考
建物	本体	破損・損傷・その他 破損ガラス・窓枠、扉)	
管理棟 休憩所	窓・扉	破損・故障(タンク、バルブ)・つ まり・漏水・その他	
便所	給水施設	破損・点灯・切断・その他	
ゲート	電気設備	破損・つまり・その他	
倉庫	排水施設	破損・つまり・その他	
ペーロジ	その他		
施設工作物	路面	破損・不陸・堆木不良・障害物	
園路・広場	階段	破損・亀裂・沈下・その他	
	池	破損・漏水・亀裂・その他	
	噴水・水施設	破損・漏水・亀裂・運転	
	カルバート・橋	破損・腐食・段差等	
	擁壁	破損・亀裂・沈下・その他	
	外壁・門扉等	破損・ぐらつき・倒れ・施錠・その他	
	その他	看板・セーフティーコーン・その他	
遊具施設	遊具	破損・ぐらつき・その他	
水道設備	上水道設備	破損・異常(ポンプ、バルブ)・漏水・そ まり・その他	
	下水道設備	破損・異常(ポンプ、バルブ)・漏水・そ の他	
電気設備	照明関係	破損・点灯・その他	
	動力関係	破損・故障・運転・その他	
	受電盤・配電盤	破損・通電の有無・送電の有無・そ の他	
	通信設備	破損・通話の有無・開錠、内線、専用 線、FAX・放送の有無(エリア確認 等)・その他	
植物	倒木・折木・その他		
	(特記事項)		

施設名	点検箇所	点検項目	備考
建物	本体	破損・損傷・その他 破損ガラス・窓枠、扉)	
管理棟 休憩所	窓・扉	破損・故障(タンク、バルブ)・つ まり・漏水・その他	
便所	給水施設	破損・点灯・切断・その他	
ゲート	電気設備	破損・つまり・その他	
倉庫	排水施設	破損・つまり・その他	
ペーロジ	その他		
施設工作物	路面	破損・不陸・堆木不良・障害物	
園路・広場	階段	破損・亀裂・沈下・その他	
	池	破損・漏水・亀裂・その他	
	噴水・水施設	破損・漏水・亀裂・運転	
	カルバート・橋	破損・腐食・段差等	
	擁壁	破損・亀裂・沈下・その他	
	外壁・門扉等	破損・ぐらつき・倒れ・施錠・その他	
	その他	看板・セーフティーコーン・その他	
遊具施設	遊具	破損・ぐらつき・その他	
水道設備	上水道設備	破損・異常(ポンプ、バルブ)・漏水・そ まり・その他	
	下水道設備	破損・異常(ポンプ、バルブ)・漏水・そ の他	
電気設備	照明関係	破損・点灯・その他	
	動力関係	破損・故障・運転・その他	
	受電盤・配電盤	破損・通電の有無・送電の有無・そ の他	
	通信設備	破損・通話の有無・開錠、内線、専用 線、FAX・放送の有無(エリア確認 等)・その他	
植物	倒木・折木・その他		
	(特記事項)		

応急処置資機材等一覧表

(別紙-9)

公園管理車両一覧表

品名	数量	保管場所
発電器	1	管理事務所(車庫)
消防ポンプ	2	管理事務所(車庫)
消火器	36	管理棟(8) 東浦口ゲート(4)インフォメーション(1)海岸口ゲート(2)海のテラス内(6) 東浦口トイレ(1)花の丘道トイレ(1)模様花壇トイレ(1)子供の森トイレ(1)海岸口トイレ(1)船着場(1)花屋敷(2)漆路口(3)ビジター棟(4)
消火栓	3	陽だまりの丘(1)芝生広場(2)
防火水槽	3	管理棟前、海岸口、淡路口駐車場
ロープ	50m	管理事務所(車庫)
ブルーシート	2枚	管理事務所(車庫)
土のう袋	50袋	管理事務所(車庫)
スコップ	10	管理事務所(車庫)
ハンマー	2	管理事務所(車庫)
担架	2	東浦口ゲート(医務室)、ビジター棟(医務室)
ベッド	2	東浦口ゲート(医務室)、ビジター棟(医務室)
救急箱	6	管理棟・東浦口・海岸口・連絡口・淡路口・ビジター棟

車名	乗車定員	ナンバー	形状
トラック	3人	神戸400-8848	
セレナ	8人	神戸504-904	
ハイゼットカー <small>ゴ</small>	4人	神戸480-88-98	
ハイゼットカー <small>ゴ</small>	4人	神戸480-88-99	
軽トラック	2人	神戸480-89-06	
スクーター	1人	淡路市い7970	
スクーター	1人	淡路市い7971	
スクーター	1人	淡路市い7972	
フォークリフト	1人	西宮市わ2379	

式1(様)

領視巡内における等時予想による災害発生予測

參集配置狀況表(各班)

〔式樣〕

報告日時
月 日 時 分
報告書
報者

國當明石海峽公園管理事務所

令現在の配置生渥は以下の通り

(適用) 第13条 本要領は、台風、集中豪雨等の異常気象によって国営明石海峡公園に被災の恐れがある場合における安全占拠を要する場合における園内の巡回に關する。

第2条 園内の巡規は原則として以下の経路について2名で行うものとする。
なお、緊急を要する場合には2班体制とする等、状況に応じ、適宜、
巡規経路、巡規体制を設定するものとする。

管理センター→清流橋→空のテラス→天壇テラス→春一番の丘
→月のテラス→子供の森→ボーラの丘→連絡ロード→花の島
→東浦ロード→東浦大型駐車場
→いその楽園→しおさい花園→海岸ロード→花の谷→花の池
→難川周辺→せせらぎ橋→移ろいの庭→芝生広場→大型複合施設
→沿路ロード→パークセンター→ガーデニング棟→管理センター

THE BOSTONIAN - 11

- ・建物内部への漏水、窓ガラス等の損傷
- ・花壇草花の倒伏、樹木枝葉の折損、散乱
- ・法面の崩壊、土砂崩れ、園路の陥没
- ・石組み、護岸のゆるみ、傾斜、倒壊
- ・ハーフラタン蓋材料の破損
- ・公園区域外への樹木枝葉等の散乱
- ・その他公園の利用に支障となる事柄

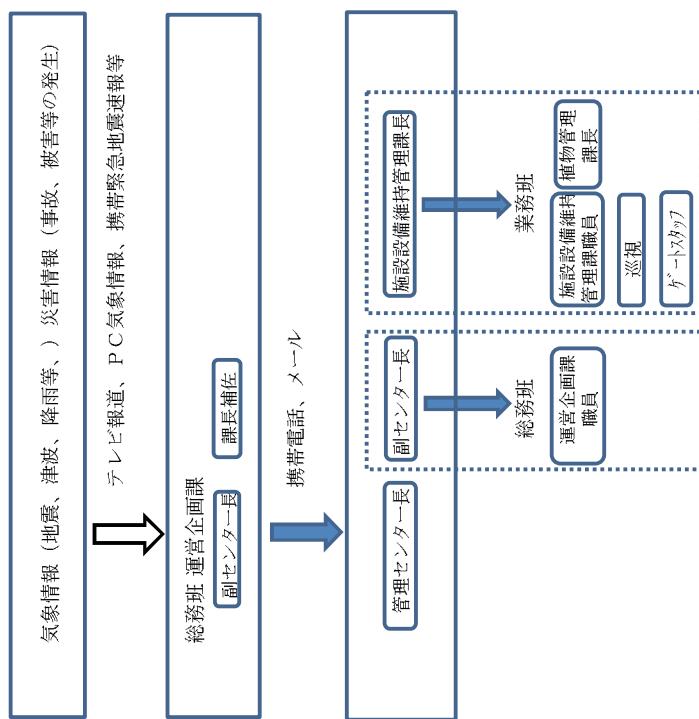
第4条 巡覧に当たっては無線機を携帶の上、強風時においてはヘルメットを着用する
+ の 1 ナビ
(巡回時の装備)

（巡視報告）

第5条

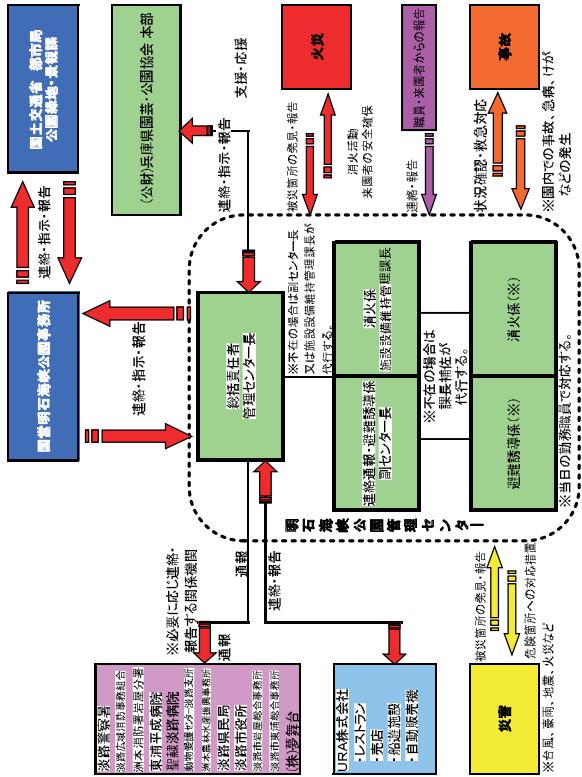
）想方ににおいても、国際施設が日本にこの危機の対応力への信頼をもつて、その旨をセンターを発見した場合には臨機の応急措置を取るとともに、直ちにその旨をセンターへ報告するものとする。

2 組織了後は連絡が滞り、遅延が生じる傾向がある。



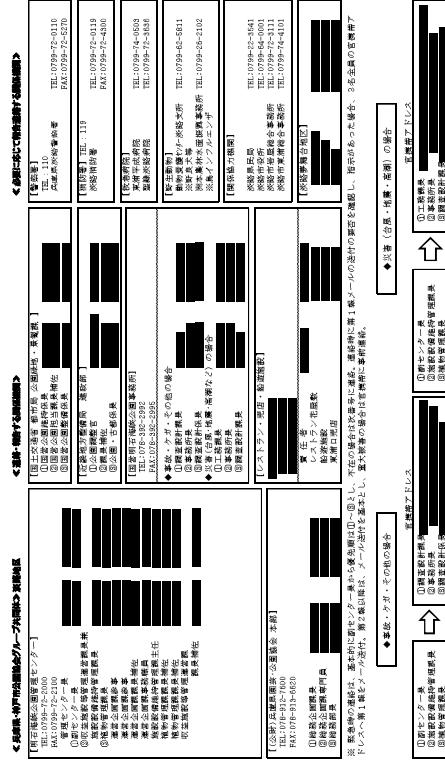
巡視点検記録表】

〔緊急連絡体制図〕



聚急連絡先一體制

20



兵庫県園芸・公園協会グループ共同体 明石海峡公園管理センター
災害対策運営要領

第1章 目的

本要領は、「近畿地方整備局 国営明石海峡公園事務所 災害対策部運営計画」に基づき、兵庫県・神戸市公園協会グループ共同体明石海峡公園神戸地区管理センターにおいて地震、台風、雷雨・豪雨、火災、光化学スモッグ、感染症等以下「災害等」という)の災害対策のため管理センターの組織、業務分担及び運営について明確にすることを目的とする。

第2章 災害等事前対策

第1節 災害対策組織の整備

1 明石海峡公園災害対策本部

【災害対策本部長】…災害対策本部の設置・廃止、各班業務の状況把握及び指揮
・センター長

2 明石海峡公園神戸地区管理センター災害対策部

【災害対策部長】…災害対策本部の設置・廃止、各班業務の状況把握及び指揮
・園長

【総務班】…関係機関・テレビ・PC等からの気象情報等情報収集、消防・警察等への通報、園内放送、公園事務所、協会本部等関係機関への情報伝達、資材配給、貴重品等の持ち出し。職員の参集状況及び職員家族の通信確保、状況把握。職員等の生活対策。
・班長:副園長(総務・サービス担当)
・班員:総務・サービス担当職員

【業務班】…避難誘導、負傷者救護、応急手当、消火設備の運用操作による初期消火活動、被事況調査・報告・記録、救急車両の誘導にかかる障害物の撤去、門扉等の開放・誘導、立ち入り規制、入園者の入場規制、駐車場誘導、応急修理、巡回・点検、資材搬入。
・班長:副園長(施設運営担当)
・班員:植物管理課長、植物管理課員、施設設備・運営担当職員、料金所・おもてなしスタッフ

1 災害対策部は、対策部長、班長、班員をもって組織し別紙1、2、1)のとおりとする。

2 災害対策部長は園長として対策部を統括する。

3 災害対策部長に事故等があるときには、対策部長の業務を班長が代行することがができる。

4 班長は班員を監督し、円滑な災害対策業務の執行に努める。

兵庫県・神戸市公園協会グループ共同体
明石海峡公園神戸地区管理センター

災害対策要領

令和4年度(H34)版

5 班員は各体制において所掌事務に示された業務に従事する。

2 災害等における災害対策大部設置基準及び業務内容は、別紙1のとおりとする。

第2節 災害等の避難誘導場所の想定

災害時に避難誘導が必要となる場合の想定場所を別紙2「災害時避難場所」のとおりとする。

第2節 公園の休園、開園等

1 明石海峡公園神戸地区管理センターは、公園利用者の安全確保及び財産保全のため、歩行に支障があるか、木々の枝等が飛散していないか園内ハブロードを行い、施設点検において災害等の状況を公園管理者に報告する。その結果公園事務所の指示(決定)により、公園全域又は部分域の閉鎖、再開園の措置をとるものとする。

- ① 台風等が夜間通過した場合
開園前に園内巡回を行い、その結果の概要について公園事務所に定められた内容によりメールにて送信する。また、様式-2巡回点検記録表をFAXする。巡視結果で対策対応に「不可能」及び園園に「支障あり」がある場合は、公園事務所へ電話連絡を行う。
② 台風等が開園中に通過する場合
 - 1) 来園者には、天候の状況により途中閉園になるとともに、入園料、駐車料金の払い戻しのないことを伝える。
 - 2) 公園内の安全が確認された場合でも、定時の閉園時間まで1時間以上の時間がない場合には、そのまま閉園となることを伝える。

- 2 明石海峡公園神戸地区管理センターは国営明石海峡公園事務所による外園、再開園する指示を受けたときは、速やかに公園入口表示等に告知を行うものとする。
なお、解除の場合も同様とする。
- 3 閉園時間中による契約的な災害等においても、公園管理者に報告する。

第3節 夜間対応の体制

- 1 注意体制の場合は、速やかに公園入口表示等に告知を行うものとする。
- 2 計日の応急対策、維持管理方針について検討する。
- 3 警戒体制以上の場合は、夜間対応の体制(総務班1、業務班2、計3名)を確立する。

第3章 災害等発生後対策

第1節 防災体制

- 1 国営明石海峡公園災害対策部との連携
「国営明石海峡公園事務所災害対策部運営計画」に基づき対策部が設置された時は、対策部と連携し必要な指示を受ける。解除についても同様とする。
- 2 明石海峡公園神戸地区管理センターの対策
災害対策部が設置された時の明石海峡公園神戸地区管理センターの対策は「第5節災害時行動マニュアル」によるものとする。なお、公園事務所の設置に関わらず、神戸地区管理センター災害対策部長が必要と判断した場合は明石海峡公園神戸地区管理センター災害対策部を設置する。

第4節 連絡体制

- 1 運営・点検報告
園内の巡回、点検は別添「台風等自然災害発生予想時等における園内巡回要領」に基づく。
- 2 運営・点検報告

き実施する。

2 応急修理・報告

応急修理が必要となつた場合には、公園管理者に報告する。

3 火災の発生

火災発生の場合には、消防署への要請と並行して「消防計画書」に基づき消火活動等を実施し、公園事務所に報告する。

4 避難誘導

入園者の避難場所への誘導については、公園事務所の指示により対応するものとする。

5 園内放送

注意体制及び警戒体制時においては、入園者に対して園内放送にて注意を促す。

6 入園者制限

入園者制限については、公園管理者の指示(決定)により対応するものとする。

7 負傷者等

公園入園者等に負傷者が出了した場合には、「救急活動及びその報告に関するマニュアル」に基づき救急車要請または医療機関へ搬送するとともに、公園管理者へ報告する。

8 応援体制

関係機関等との連携、台風・地震等の災害発生時に、(一社)神戸市公園協力会の会員企業による応援体制や、神戸市建設協力会(非常時の際の協定締結予定)から国営明石海峡公園神戸地区へ応援に来てもらえる体制となる。
また、国内外での支援本部(公財)神戸市公園绿化協会の本部(須磨区)の設置及び携帯電話による連絡手段の確保等による後方支援体制を確保する。
なお、応援要請については、必要に応じ明石海峡公園神戸地区管理センター長が行うものとし、公園事務所へ報告する。

1. 明石海峡公園神戸地区管理センター・災害対策部設置基準

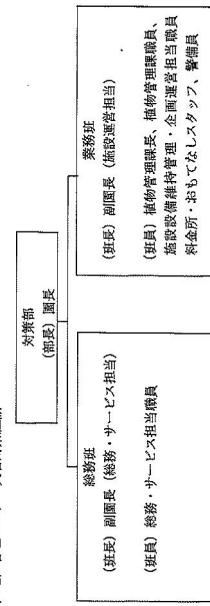
区分	注意体制	緊戒体制	非常体制
1. 地震災害	①震度 5 弱以上の場合 ②神戸地区管理センター対策部長が必要と判断した場合 ③国営明石海峡公園事務所が指示した場合	①震度 6 弱以上の場合 ②神戸地区管理センター対策部長が必要と判断した場合 ③神戸地区管理センター対策部長が必要と判断した場合 ④国営明石海峡公園事務所が指示した場合	①震度 6 弱以上の地震が発生した場合 ②大規模な被害が確認された場合 ③神戸地区管理センター対策部長が必要と判断した場合 ④国営明石海峡公園事務所が指示した場合
2. 風水害	①気象・海象等に関する警報が発令された場合 ②神戸地区管理センター対策部長が必要と判断した場合 ③国営明石海峡公園事務所が指示した場合	①風速 10m/s 以上の風速が発生した場合 ②神戸地区管理センター対策部長が必要と判断した場合 ③神戸地区管理センター対策部長が必要と判断した場合	①風速 15m/s 以上の風速が発生した場合 ②大規模な被害が確認された場合 ③神戸地区管理センター対策部長が必要と判断した場合 ④国営明石海峡公園事務所が指示した場合
3. その他	①他の災害 ②神戸地区管理センター対策部長が必要と判断した場合 ③国営明石海峡公園事務所が指示した場合	①他の災害 ②神戸地区管理センター対策部長が必要と判断した場合 ③神戸地区管理センター対策部長が必要と判断した場合	①他の災害 ②神戸地区管理センター対策部長が必要と判断した場合 ③神戸地区管理センター対策部長が必要と判断した場合
4. 体制要員	①体制要員 ②業務班 1 名 ③業務班 1 名	①体制要員 ②業務班 1 名 ③業務班 1 名	①体制要員 ②業務班 1 名 ③業務班 1 名
5. 夜間対応	①夜間対応 ②夜間対応が必要とする場合 ③夜間対応が必要とする場合	①夜間対応 ②夜間対応が必要とする場合 ③夜間対応が必要とする場合	①夜間対応 ②夜間対応が必要とする場合 ③夜間対応が必要とする場合

・開園時間においては全員を要員とする。

・要員表は原則的なものであり、要員の配置は災害状況により、彈力的に運用することとする。

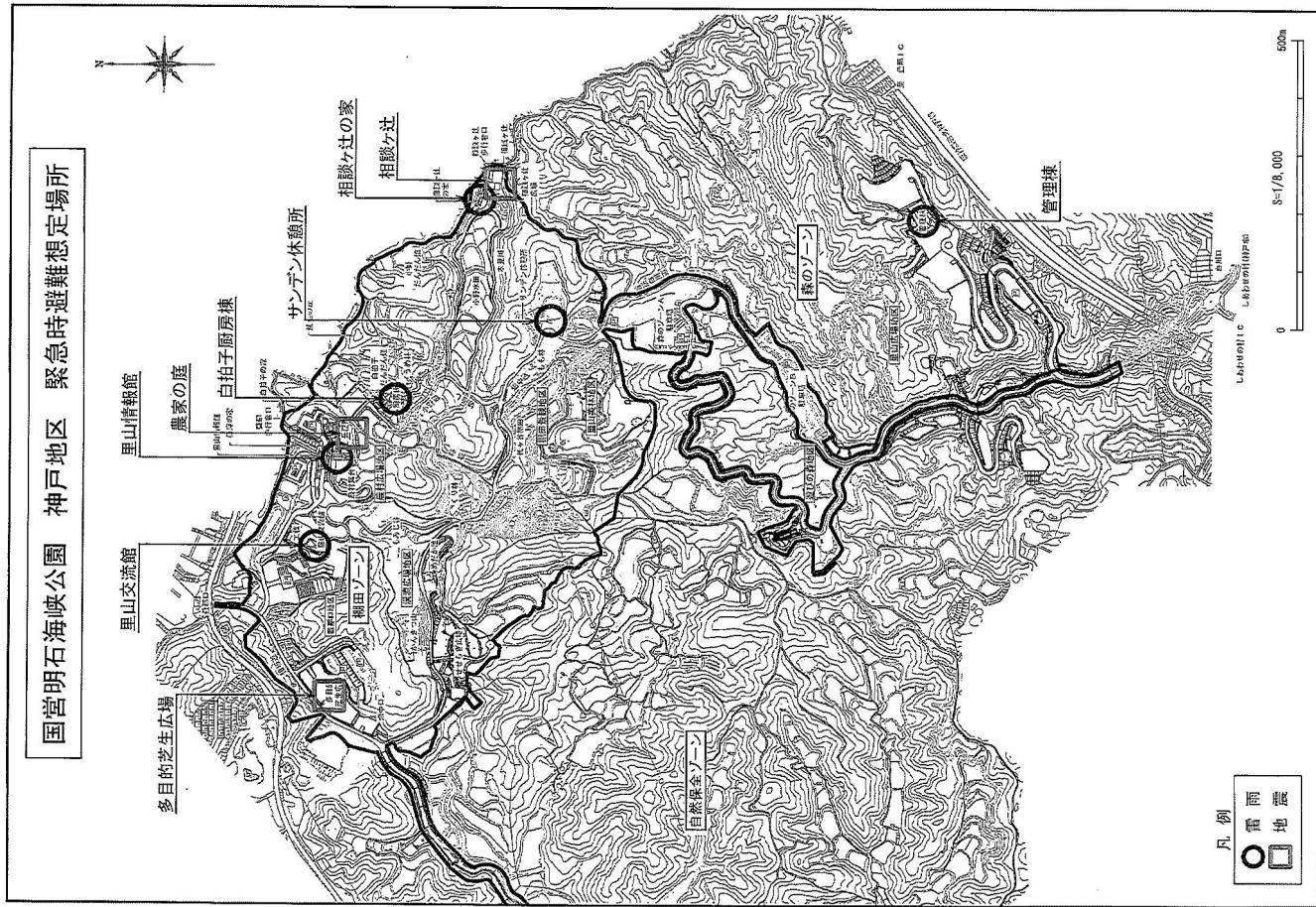
2. 業務内容

1) 明石海峡公園神戸地区管理センター・災害対策組織



(注) 本組織表は標準的なものであり、要員の配置は災害状況や定休等により彈力的に運用する。

区分	注意及び警戒体制	緊戒体制	非常体制
総務班	①神戸地区管理センター対策部設置 ②職員の参集状況確認 ③体制内容の明示 ④園内入園者及びイベント参加者把握 ⑤情報収集(緊急台、テレビ、ラジオ、インターネット) ⑥業務班からの情勢状況等報告受理及び記録 ⑦園内放送 ⑧業務班からの被災状況等報告受理及び記録 ⑨公園事務所、協会本部、機構等関係機関への状況報告 ⑩実施内容(避難点検査等) ⑪施設内蔵(消防器具等) ⑫消火栓、備品、食料等の手配及び現地搬入 ⑬飲食店の持出し及び保管	①職員の参集状況確認 ②協力企業への連絡 ③しあわせの村への状況連絡 ④情報収集(緊急台、テレビ、ラジオ、インターネット) ⑤業務班からの被災状況等報告受理及び記録 ⑥園内放送 ⑦業務班及び施設運営会員の被災状況等報告受付 ⑧園内放送 ⑨公園事務所、協会本部、機構等関係機関への状況報告 ⑩実施内容(避難点検査等) ⑪施設内蔵(消防器具等) ⑫消火栓、備品、食料等の手配及び現地搬入 ⑬飲食店の持出し及び保管	①職員の参集状況確認 ②協力企業への連絡 ③しあわせの村への状況連絡 ④情報収集(緊急台、テレビ、ラジオ、インターネット) ⑤業務班からの被災状況等報告受理及び記録 ⑥園内放送 ⑦業務班及び施設運営会員の被災状況等報告受付 ⑧園内放送 ⑨公園事務所、協会本部、機構等関係機関への状況報告 ⑩実施内容(避難点検査等) ⑪施設内蔵(消防器具等) ⑫消火栓、備品、食料等の手配及び現地搬入 ⑬飲食店の持出し及び保管
2) 主な業務内容			



業務班	<ul style="list-style-type: none"> ・区内避難点検及び空港警報 ・駐車場巡回点検及び案内説明 ・救助器具及び搬送 ・負傷者応急手当 ・消防活動 ・消防車両誘導 ・立入禁止区域の規制 ・被害状況調査 ・資料搬入 ・応急後回収 (料金所スタッフ) ・被災業務を直ちに中止して避難場所を行き ・周辺にいる人を避難場所へ誘導 ・その他、誘導・救援・立入規制・消火等の応援を行う (おもてなしスタッフ) ・被災者がいる場合は避難門または交差点へ收容し応急手当を行う ・メニュー参加者及び高齢者にいる人を避難場所へ誘導 ※建物倒壊の危険性がある場合は屋外の安全な場所で行う(備他員) ・ゲートでは入園規制を行う ・周辺にいる人を避難場所へ誘導する ・負傷者がいる場合は長門門等へ收容し応急手当を行う ※建物倒壊の危険性がある場合は屋外の安全な場所で行う(トランカースタッフ) ・通行を中止し、搭乗者を避難場所へ誘導する
注	※区内説明は災害大堤により指示

一覽設施園公主要

主要建築物一覧

建築物名	構造	単位	数量	延べ床面積	左記のうち 管理許可分 ^{※1}	委託分 ^{※2}	備考
伝庫の家	木造	棟	1	130.7 m ²		130.7 m ²	
長屋門	木造	棟	1	120.1 m ²		128.1 m ²	
里山交流館	木造	棟	1	560.2 m ²		568.2 m ²	
木工棟(茅葺)	木造	棟	1	140.9 m ²		140.9 m ²	
木工棟(瓦葺)	木造	棟	1	100.9 m ²		100.9 m ²	
便所棟(長屋門前駐車場)	木造	棟	1	34.9 m ²		34.9 m ²	
里山情報館	木造	棟	1	100.9 m ²		100.9 m ²	
便所棟(農家のいこう)	木造	棟	1	88.4 m ²		88.4 m ²	
農村舞台	木造	棟	1	272.5 m ²		272.5 m ²	
農村舞台控室棟	木造	棟	1	64.0 m ²		64.0 m ²	
白柏子の家	木造	棟	1	201.1 m ²		201.1 m ²	
厨房棟	木造	棟	1	161.8 m ²		161.8 m ²	プロパン・車除く
相談が辻の家	木造	棟	1	126.3 m ²		126.3 m ²	
便所棟(相談が辻の家)	木造	棟	1	25.2 m ²		25.2 m ²	
便所棟(サンデン体験所)	木造	棟	1	52.4 m ²		52.4 m ²	
サンデン体験所	木造	棟	1	48.5 m ²		48.5 m ²	
管理棟	木造(一部RC)	棟	1	678.0 m ²		678.0 m ²	
車庫棟	木造	棟	1	120.0 m ²		120.0 m ²	施工予定
倉庫棟	木造	棟	1	170.0 m ²		170.0 m ²	施工予定
かやや湯食庫	鉄骨造	棟	1	3000 m ²		3000 m ²	施工予定
森のゾーンA駐車場廻所棟	木造	棟	1	13.9 m ²		13.9 m ²	施工予定
森のゾーンB駐車場廻所棟	木造	棟	1	13.9 m ²		13.9 m ²	施工予定
遊びの森廻所棟	木造	棟	1	13.9 m ²		13.9 m ²	施工予定
みだか池廻所棟	木造	棟	1	13.9 m ²		13.9 m ²	施工予定
合計				3,568.4 m ²	0.0 m ²	3,568.4 m ²	
合計							38,764 m ²

収益施設名	面積	普通車	大型車	障害者用	自動二輪	備考
藍那口大型駐車場	342.2 m ²	—	5台	—	—	熱量
森のゾーンA身障者用駐車場	91.2 m ²	2台	—	2台	—	必須
森のゾーンA駐車場	433.7 m ²	14台	—	—	—	必須
藍那口A駐車場	547.5 m ²	42台	—	4台	—	必須
藍那口B駐車場	454.0 m ²	35台	—	—	—	必須
藍那口C駐車場	1,868.4 m ²	44台	—	—	—	熱量
売店(厨房棟)	27.0 m ²	—	—	—	—	熱量
体験学習施設 (里山活動休憩林)	約18,000.0 m ²	—	—	—	—	特別施設
体験学習施設 (里地活動休憩農地)	約17,000.0 m ²	—	—	—	—	特別施設
自動販売機※		—	—	—	—	必須
合計	38,764 m ²	137 台	5台	6台	0台	

※使用面積及び利用日数については、調査員と協議の上決定する。

■臨時駐車場

収益施設名	面積	普通車	大型車	障害者用	自動二輪	備考
森のゾーンA臨時駐車場	3,471.6 m ²	106台	—	—	—	臨時
森のゾーンB駐車場	4,781.1 m ²	220台	—	—	—	臨時
藍那口D駐車場	1,885.7 m ²	37台	—	—	—	臨時
藍那口E駐車場	2,554.6 m ²	40台	—	—	—	臨時
しあわせの村連絡口駐車場	1,663.7 m ²	63台	—	—	—	臨時
合計	14,756.7 m ²	467台	—	—	—	

※1 都市公園法第5条第2項の許可に基づき、公園管理者以外の者が管理する施設の面積

※2 面積のうち、公園管理者が管理する施設の面積

施設点検記録簿

情報通信設備一覧表 (別紙 8)

施設名	点検箇所	点検項目	備考	
建物	窓・扉	破損(ガラス、窓枠、扉)		
管理棟	給水施設	破損・故障(タンク、コック、バルブ)・つまり、漏水・その他		
長屋門	電気設備	破損・点灯・切断・その他		
古民家	排水施設	破損・つまり・その他		
情報館	その他	案内板・古民具・その他		
農村舞台				
農村舞台空室				
交流館				
木工棟	施設工作物	路面 階段	破損・不陸・排水不良・障害物 破損・亀裂沈下・その他	
厨戸棟	園路,広場	池	破損・漏水・亀裂・その他	
休憩所		噴水・水施設	破損・漏水・亀裂・運転	
便所		カルバート・橋	破損・腐食・段差等	
倉庫		擁壁	破損・亀裂沈下・その他	
		外柵・門扉等	破損・ぐらつき・倒れ・施錠・その他	
		その他	看板・セーフティーコーン・その他	
		遊具	破損・ぐらつき・その他	
		水道設備	上水道設備 下水道設備	破損・異常(ポンプ、バルブ)・漏水・つまり・ その他の 破損・異常(ポンプ、バルブ)・漏水・その他
		電気設備	照明関係 動力関係	破損・点灯・その他 破損・故障・運転・その他
		受電盤・配電盤	受電盤・配電盤	破損・通電の有無・送電の有無・その他
		通信設備	通信設備	破損・通話の有無(亂線、内線、専用線、FAX)・放送の有無(エリア確認等)・その他
		植物	倒木・折木・その他	

(特記事項)

(別紙 9)

応急処置資機材等一覧表

品名	数量	保管場所
発電器	8	テント倉庫・管理センター
消防ポンプ	1	テント倉庫
消火器	32	管理棟(5)相談が辻の家(4)長屋門(2)里山交流館(2)伝工庫の家(1)白拍子の家(2)厨戸棟(2)木工棟瓦葺(1)木工棟茅葺(2)里山情報館(1)サンデン休憩所(1)農村舞台(2)農村舞台控室(1)長屋門倉庫(1)白拍子倉庫(1)テント倉庫(1)倉庫棟(1)車両棟(1)サンデン便所棟(1)
防水水槽	3	里山交流館庭先、長屋門前、相談ヶ辻広場
投光器	3	テント倉庫
ブルーシート	20	管理棟、里山交流館、長屋門倉庫、テント倉庫
ロープ	150m	テント倉庫、管理センター
ツルハシ	1	倉庫棟
土のう袋(1トン袋)	10袋	テント倉庫
スコップ	21	倉庫棟(2)、長屋門倉庫(1)、伝屋の家(1)、テント倉庫(17)、
ハンマー(大)	1	管理センター
コーン	50	テント倉庫(50)、
ソファーベッド	1	里山交流館
救急箱	5	管理棟・相談が辻の家・長屋門・白拍子の家・里山交流館
AED	2	長屋門・里山交流館

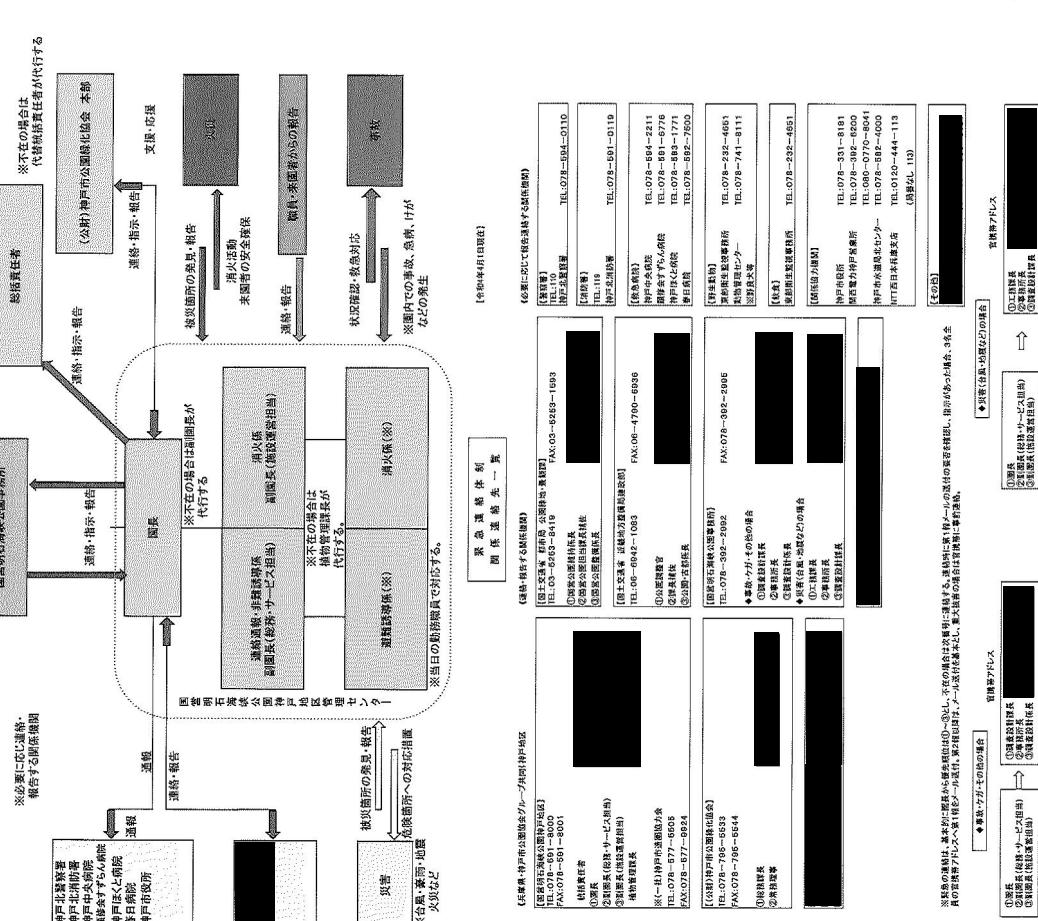
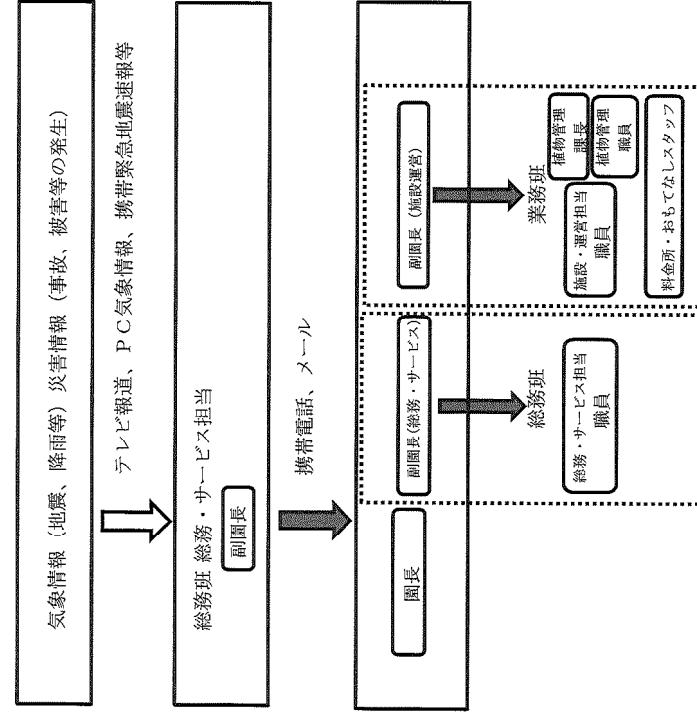
(別紙 10)

公園管理車両一覧表

車名	乗車定員	ナンバー	形状	区分
ヴィッツ	5人	神戸 503 ら 1982	セダン	トヨタ リース車両
ハイエース	10人	神戸 800 ぞ 5608	車椅子対応福祉車両	トヨタ
ノア	8人	神戸 504 む 4368	ワンボックスタイプ	トヨタ
軽トラック	2人	神戸 480 は 1140	ダンプタイプ	トヨタ
軽トラック	2人	神戸 480 む 9380	平積タイプ	トヨタ
軽自動車	4人	神戸 480 む 9379	ワゴンタイプ	トヨタ
軽自動車	4人	神戸 480 は 4462	ワゴンタイプ	トヨタ
スクーター	1人	神戸市 28A17489	ホンダ	トヨタ
スクーター	1人	神戸市 28A17490	ホンダ	トヨタ
アシスト付自転車	1人			維持管理
アシスト付自転車	1人			維持管理

災害対策部組織
明石海峡公園神戸地区管理センター 災害時連絡系統図

【緊急時連絡体制】(神戸地区)



参集配置状況表(各班)

卷之三

台風等自然災害が発生予想時等に於ける園内構造物の影響

卷之三

令和 年 月 日 時 分現在の配置状況は以下の通り。

—別添42—

【巡視点検記録表】

淡路地区 提供する建築物

国営明石海峡公園
Akashi Kaikyo National Government Park

別添(淡路)-8

